

愛媛県立八幡浜高等学校公用車運行管理業務契約書（案）

愛媛県立八幡浜高等学校 校長 _____（以下「甲」という。）と _____
_____（以下「乙」という。）とは、
次の条項により委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（総 則）

第2条 甲は、愛媛県立八幡浜高等学校公用車運行管理業務（以下「業務」という。）を別添「愛媛県立八幡浜高等学校公用車運行管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和__年__月__日から令和__年__月__日までとする。

（運行管理者）

第4条 乙は、業務を行うため、次のとおり運行管理責任者及び運行管理者を定め、あらかじめ甲に運行管理者報告書（別紙1）を提出するものとする。

- 2 運行管理責任者は、業務を総合的に担当し、運行管理者に業務を指示するとともに指導監督を行い、業務に関する甲の連絡を受けて任にあたる。
- 3 運行管理者は運行管理責任者の指示に基づき業務を実施する。
- 4 乙は、病気その他の事情により運行管理者が欠務するときは、代務者をして業務に支障のないようにしなければならない。

（委託料）

第5条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、1運行あたり _____円（消費税及び地方消費税を含む。）に、業務を実施した運行回数に乗じた額とする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は _____ する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、

業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(調査等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(再実施)

第10条 甲は、前条の調査等により、業務内容が不十分と認められる場合は、改めて業務を命ずることができる。

(報告及び確認)

第11条 乙は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく甲に業務完了報告書（別紙2）を提出するものとする。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務完了の確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第12条 乙は、毎月、甲による業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(業務内容の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき

(2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定

する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

- 3 前項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（保険の加入）

第15条 公用車の自動車損害賠償責任保険及び任意保険は甲が加入負担する。

（事故報告）

第16条 乙は、業務の遂行中に発生した事故が発生した場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。

（損害賠償）

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意によって建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。
- 3 業務の履行に伴い、乙の過失により事故等が発生した場合の甲及び第三者に対する損害の賠償については、甲が対処する。

（秘密の保持）

第18条 甲乙双方は、互いに知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に、乙は、運行管理者に、秘密保持について十分に教育する。

- 2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（使用者の義務）

第19条 乙は、運行管理責任者及び運行管理者については、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

（契約の費用）

第20条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の変更）

第21条 委託期間において、経済変動その他の状況により第 5 条に定める委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

(法令等の遵守)

第22条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとし、同規則及び同法に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和__年__月__日

八幡浜市松柏丙 654

甲 愛媛県立八幡浜高等学校
校長 _____

乙